

離婚

1 協議離婚

届出期間・・・

届出した日から効力発生

届けるところ・・・

夫又は妻の本籍地、住所地、所在地のうちいずれかの市区町村役場

届ける人・・・

夫及び妻

届出に必要なもの・・・

- ・離婚届書
- ・戸籍謄本（伊仙町に本籍のない方）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- * [本人確認書類法務省外部リンク](#)

※届出人の押印は任意

18歳以上成年者の証人2人の署名が必要

2 裁判離婚

届出期間・・・

離婚の調停成立または裁判確定の日を含めて10日以内に離婚届を出してください。

届けるところ・・・

夫又は妻の本籍地、住所地、所在地のうちいずれかの市区町村役場

届ける人・・・

申立人

届出に必要なもの・・・

- ・離婚届書
- ・調停調書の謄本または審判書・判決の謄本と確定証明書
- ・戸籍謄本（伊仙町に本籍のない方）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- * [本人確認書類法務省外部リンク](#)

※届出人の押印は任意

* ご不明な点がございましたら伊仙町役場くらし支援課までお問い合わせください。